

新潟県条例第30号

職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第7条</u>）</p> <p>第2章 旅費の種目及び内容</p> <p> 第1節 通則（第8条）</p> <p> 第2節 交通費（第9条—第12条）</p> <p> 第3節 宿泊費等（第13条—第15条）</p> <p> 第4節 転居費等（第16条—第18条）</p> <p> 第5節 その他の種目（第19条—第21条）</p> <p>第3章 雜則（第22条—第28条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者若しくは旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(7) 旅行役務提供者 旅行業者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行業者をいう。）その他の人事委員会規則で定める者（以下この号において「旅行業者等」という。）であつて、県と旅行役務提供契約（旅行業者等が県に対して旅行に係る役務その他の人</p> | <p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—<u>第14条</u>）</p> <p>第2章 内国旅行の旅費（第15条—第29条）</p> <p>第3章 外国旅行の旅費（第30条—第39条の2）</p> <p>第4章 雜則（第40条—第42条）</p> <p>附則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない職員については、その住所又は居所）を離れて旅行することをいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員若しくはその扶養親族又はその遺族が生活の根拠地となる地に旅行することをいう。</p> <p>(6) 扶養親族 内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によつて生計を維持しているものをいう。</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> |

事委員会規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、県が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。)を締結したものをいう。

(8) 家族 内国旅行にあつては職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で職員と生計を一にするものをいう。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいづれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6) (略)

(7) 外国在勤の職員の配偶者又は子が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第18条第1項第2号ア、イ若しくはエの規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3～5 (略)

6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。)を受け、又は死亡した場合その他人事委員会規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他人事委員会規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、県が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるとき

2 この条例（第38条の2及び第38条の3第1項を除く。)において「何々地」という場合には、本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいうものとする。

(旅費の支給)

第3条 (略)

2 職員、その配偶者又はその遺族が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1)～(6) (略)

(7) 外国在勤の職員の配偶者が、当該職員の在勤地において死亡し、又は第34条の4第1項第1号若しくは第2号の規定に該当する外国旅行中に死亡した場合には、当該職員

3～5 (略)

6 第1項、第2項、第4項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。以下本条において同じ。)が、旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。)を変更（取消しを含む。以下同じ。)され又は死亡した場合において、当該旅行のため支出した金額があるときは、当該金額のうちその者の損失となつた金額で人事委員会規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中交通機関の事故又は天災その他人事委員会が定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかつた場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で人事委員会規則で定める金額を旅費として支給することができる。

は、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」といふ。）によつて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当するときは、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(旅行命令等)

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行う者（以下「旅行命令権者」といふ。）の発する旅行命令等によつて行わなければならない。

(1)・(2) (略)

2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によつては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、且つ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更する必要があると認める場合には、自ら又は第5条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、これを変更することができる。

4 (略)

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更された旅行命令等を含む。以下本条において同じ。）に従つて旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないので旅行した後、できるだけすみやかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 (略)

(普通旅費の種類)

第6条 普通旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、日当、宿泊料及び食事料とする。

2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。

4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃により支給する。

5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当たりの定額、旅客運賃又は実費額により支給する。

6 旅行雑費は、内国旅行中の日数に応じ1日当たりの定額又は内国旅行に伴う実費額により支給す

る。

- 7 日当は、外国旅行中の日数に応じ 1 日当たりの定額により支給する。
- 8 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額により支給する。
- 9 食事料は、水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ 1 夜当りの定額により支給する。

(特殊旅費の種類)

- 第7条** 特殊旅費の種類は、移転料、着後手当、扶養親族移転料、外国旅行雑費、死亡手当及び旅行手当とする。
- 2 移転料は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、路程等に応じ定額により支給する。
 - 3 着後手当は、赴任に伴う住所又は居所の移転について、定額により支給する。
 - 4 扶養親族移転料は、赴任に伴う扶養親族の移転について、支給する。
 - 5 外国旅行雑費は、外国への出張又は赴任に伴う雑費について、実費額により支給する。
 - 6 死亡手当は、第3条第2項第5号又は第7号の規定に該当する場合について、定額等により支給する。
 - 7 旅行手当は、外国旅行のうち第38条に規定する場合について、前条の普通旅費に代えて支給する。

(旅費の計算)

- 第6条** 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

- 第8条** 旅費は、経済的かつ合理的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により経済的かつ合理的な通常の経路又は方法によつて旅行し難い場合には、その現によつた経路及び方法によつて計算する。

- 第9条** 旅費計算上の旅行日数は、次項の規定に該当する場合を除くほか、旅行のため現に要した日数による。

- 2 第3条第2項第1号から第4号まで及び第6号の規定に該当する場合には、旅費計算上の旅行日数は、天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、路程400キロメートルについて1日の割合をもつて通算した日数による。
- 3 前項の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。

第10条及び第11条 削除

- 第12条** 1日の旅行において、旅行雑費、日当又は宿泊料（扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相

当する部分を含む。以下この条において同じ。)について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による旅行雑費、日当又は宿泊料を支給する。

第13条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中における年度の経過等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃 (扶養親族移転料のうちこれらの旅費に相当する部分を含む。)を区分して計算する必要がある場合には、その必要が生じた後の最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書 (当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費若しくは当該金額の支出又は支払をする者 (以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかつた部分の支給又は支払を受けることができない。

2～6 (略)

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項並びに第2項及び第3項に規定する期間は、人事委員会規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

第1節 通則

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費、旅行雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道 (鉄道事業法 (昭和61年法律第92号) 第2条第1項に規定する鉄道事業の用

(旅費の請求手続)

第14条 旅費 (概算払に係る旅費を含む。)の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするものは、所定の請求書 (当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録 (電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含む。以下この条において同じ。)に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者(以下「支払担当者等」という。)に提出しなければならない。この場合において、必要な添付資料の全部又は一部を提出しなかつた者は、その請求に係る旅費額のうちその資料を提出しなかつたため、その旅費の必要が明らかにされなかつた部分の金額の支給を受けることができない。

2～6 (略)

7 第1項に規定する請求書及び必要な添付資料の種類、記載事項又は記録事項及び様式並びに第2項及び第3項に規定する期間は、人事委員会規則で定める。

第2章 内国旅行の旅費

(鉄道賃)

第15条 鉄道賃の額は、旅客運賃、急行料金及び特別車両料金並びに座席指定料金及び寝台料金によ

に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

る。

2 前項に規定する急行料金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行列車又は準急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項に規定する特別車両料金は、公務上の必要により特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

4 第1項に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路であつて座席指定料金を徴する客車を運行するものによる旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、その乗車に要する額を支給する。

5 第1項に規定する寝台料金は、公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合に限り、支給する。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金

第16条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。）、寝台料金及び特別船室料金による。

(1) 運賃の等級を設ける船舶による旅行の場合は、下級の運賃

(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他人事委員会規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであつて、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） 最上級の運賃の額

(2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業

には、その乗船に要する運賃

(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前2号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(4) 公務上の必要により第2号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、現に支払った特別船室料金

2 前項第1号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、同号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。

（航空賃）

第17条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

（車賃）

第18条 車賃の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 公共交通機関により旅行する場合には、旅客運賃

- (路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車 (外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する費用
- (2) 道路運送法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業又は同号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車 (外国におけるこれらに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段 (前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する費用
- (3) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用自動車を利用する移動に要するものとして人事委員会規則で定める費用
- (4) 前3号に掲げる費用以外の費用であつて、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車 (外国におけるこれらに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (5) 前各号に掲げる費用に付隨する費用

(2) 職員が旅行命令権者の承認を受けて自家用車を使用して旅行する場合には、1キロメートルにつき22円

(3) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により前2号の規定による車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額

2 前項第2号の車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第13条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

(旅行雑費)

第19条 旅行雑費の額は、次の各号に掲げる旅行の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、公務上の必要その他やむを得ない事情により人事委員会規則で定める時刻以前に在勤庁又は住所若しくは居所を出発し、又は人事委員会規則で定める時刻以後に在勤庁又は住所若しくは居所に帰着する日の旅行雑費の額は、当該出発し、又は帰着した場合のそれぞれの場合ごとに、第1号又は第3号に規定する額に、第1号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、第3号の旅行をする場合にあつては同号に規定する額を、それぞれ加えた額とする。

(1) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域内における旅行 (在勤地を区域とする市町村の市役所又は町村役場 (在勤地が新潟市の区域である場合にあつては県庁、在勤地が地域振興局が設置されている府舎の所在する市町村 (新潟市を除く。)の区域である場合にあつては当該府舎) から路程100キロメートル以上の区域に市役所又は町村役場 (市役所又は町村役場が所在する市町村が新潟市である場合にあつては県庁、市役所又は町村役場が所在する市町村が地域振興局が設置されている府舎の所在する市町村 (新潟市を除く。)である場合にあつては当該府舎) が

所在する市町村の区域を基準として、交通機関の運行状況等を考慮して人事委員会規則で定める県内の市町村の区域内における旅行の場合に限る。）1日につき550円

(2) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域内における旅行（前号に掲げるものを除き、職員が公務上の必要により通信、連絡等に要する料金を負担した場合に限る。）1日につき300円

(3) 旅行地が在勤庁の所在する都府県の区域外における旅行 1日につき1,100円

2 公務上の必要により旅行中に有料の道路、駐車場等を利用し、その料金を負担する場合には、前項の規定によるもののほか、旅行雑費として、その実費額を支給する。

第3節 宿泊費等

(宿泊費)

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として人事委員会規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める一夜当たりの定額とする。

第4節 転居費等

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号ア若しくはイ又は同項第2号ア若しくはイに規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して人事委員会規則で定める方法により算定される額とする。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、1夜につき1万900円とする。

2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り、支給する。

(食事料)

第21条 食事料の額は、1夜につき2,200円とする。

2 食事料は、船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、支給する。

(移転料)

第22条 移転料の額は、次の各号に規定する額による。

(1) 赴任の際扶養親族を移転する場合には、旧居住地から新居住地までの路程に応じた別表第1の定額による額

(2) 赴任の際扶養親族を移転しない場合には、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に扶養親族を移転する場合には、前号に規定する額に相当する額(赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができる前号に規定する額に相当する額の合計額)

2 前項第3号の場合において、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額が職員が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、同号の額は、扶養親族を移転した際ににおける移転料の定額を基礎として計算する。

3 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第3号に規定する期間を延長することができる。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、内国旅行にあつては5夜分を、外国旅行にあつては10夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、同一地域（本邦にあつては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあつては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあつてはこれに準ずる地域をいう。）内における旅行については、着後滞在費は、支給しない。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 内国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下このア及びイ並びに次号アからウまでにおいて同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

(着後手当)

第23条 着後手当の額は、第19条第1項第3号に規定する額の5日分及び第20条第1項に規定する額の5夜分に相当する額による。

2 前項の規定にかかわらず、同一地域（第2条第2項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。）内における旅行については、着後手当は、支給しない。

(扶養親族移転料)

第24条 扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、その者の旧居住地から新居住地までの旅行について、次の各号に規定する額の合計額とする。

(1) 12歳以上の者については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに旅行雑費（第19条第1項第1号及び第3号に掲げる旅行に係るものに限る。次号及び第3号において同じ。）、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額

当及び着後滞在費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

(2) 外国旅行にあつては、次に掲げる額

ア 赴任の際任命権者の許可を受け、家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、着後滞在費及び渡航雑費の合計額に相当する額

イ アに規定する場合に該当せず、かつ、赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

ウ アに規定する場合に該当せず、かつ、本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転する場合には、前号アの規定に準じて算定した額

エ 外国に赴任後任命権者の許可を受け、家族（ア又はイに規定する許可を受け移転した者であつて同居しているものに限る。）を本邦に移転する場合には、アの規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ又は第2号イ若しくはウに規定する期間を延長することができる。

(2) 12歳未満6歳以上の者については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

(3) 6歳未満の者については、その移転の際における職員相当の旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の1に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとにその移転の際における職員相当の鉄道賃及び船賃の2分の1に相当する金額を加算する。

2 前項各号の規定により旅行雑費を計算する場合における第19条第1項第1号及び第3号の規定の適用については、旧住所又は旧居所を在勤庁と、旧居住地を在勤地と、それぞれみなす。

3 第1項の規定により旅行雑費、宿泊料、食事料及び着後手当の額を計算する場合において、当該旅費の額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

4 職員が赴任を命ぜられた日において胎児であつた子を移転する場合においては、扶養親族移転料の額の計算については、その子を赴任を命ぜられ

3 前条第2項の規定は、家族移転費について準用する。

た日における扶養親族とみなして前3項の規定を適用する。

5 前条第2項の規定は、扶養親族移転料について準用する。

第25条から第27条まで 削除

(退職者等の旅費)

第28条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に退職等となつた場合には、次に規定する旅費

ア 退職等となつた日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となつた事実の発生を知つた日（以下「退職等を知つた日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知つた日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に退職等となつた場合には、赴任の例に準じ、且つ、新在勤地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第1号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費のほか、第39条第1項第3号イ又は第4号及び第5号並びに第2項の規定に準じて計算した旅費とする。

(遺族の旅費)

第29条 第3条第2項第2号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、赴任の例に準じて計算した死亡地から新在勤地までの前職務相当の旅費

2 本邦に出張中の外国在勤の職員が第3条第2項第2号の規定に該当する場合において同号の規定により支給する旅費は、当該職員の本邦への出張における出張地を旧在勤地とみなして前項第1号の規定に準じて計算した旅費とする。

3 遺族が前2項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第7号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

4 第3条第2項第3号の規定により支給する旅費

は、第24条第1項の規定に準じて計算した居住地から帰住地（外国に帰住する場合には、本邦における外国への出発地）までの鉄道賃、船賃、車賃及び食事料とする。この場合において、同項中「赴任を命ぜられた日」とあるのは、「職員が死亡した日」と読み替えるものとする。

第5節 その他の種目

（渡航雑費）

第19条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして人事委員会規則で定める費用の額とする。

（旅行雑費）

第20条 旅行雑費は、旅行者が公務上の必要により旅行中に人事委員会規則で定める種類の経費を負担した場合の費用とし、その額は、人事委員会規則で定める額とする。

（死亡手当）

第21条 死亡手当は、職員又はその配偶者若しくは子の外国における死亡（第3条第2項第5号又は第7号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して人事委員会規則で定める定額とする。

第3章 外国旅行の旅費

（本邦通過の場合の旅費）

第30条 外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、移転料並びに外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食事料又は本邦に到着した日までの食事料については、本章に規定するところによる。

2 前項本文の規定にかかわらず、本邦を出発した日又は本邦に到着した日における旅行雑費は支給しないものとする。

（鉄道賃）

第31条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下この条において「運賃」という。）、急行料金及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。

（1）運賃の等級を3以上上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の直近下位の級の運賃

- (2) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃
- (3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃
- (4) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前3号に規定する運賃のほか、その座席のために現に支払った運賃
- (5) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、前各号に規定する運賃のほか、現に支払った急行料金又は寝台料金

(船賃)

第32条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(はしけ賃及び桟橋賃を含む。以下この条において「運賃」という。)及び寝台料金(これらのものに対する通行税を含む。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上に階級に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の運賃とし、最上級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃
 - ア 最上級の運賃を4以上に区分する船舶による旅行の場合には、最上級の2階級下位の級の運賃
 - イ 最上級の運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の運賃を必要とする船室を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その船室のために現に支払った運賃
- (4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料金

(航空賃及び車賃)

第33条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)による。

- (1) 運賃の等級を2以上に階級に区分する航空路による旅行の場合には、最下級(当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときには、最下級の直近上位の級)の運賃
- (2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃
- (3) 公務上の必要により特別の座席の設備を利用した場合には、前2号に規定する運賃のほか、その座席のため現に支払った運賃
- 2 車賃の額は、実費額による。

(日当、宿泊料及び食事料)

第34条 日当及び宿泊料の額は、旅行地の区分に応

じた別表第2の定額による。

- 2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず、同項の定額の2分の1に相当する額とする。
- 3 鉄道、水路又は陸路にわたる旅行については、鉄道4キロメートル、水路2キロメートルをもつてそれぞれ陸路1キロメートルとみなして、前項の規定を適用する。
- 4 第31条第5号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、第1項の規定にかかわらず、旅行地の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。
- 5 食事料の額は、別表第2の定額による。
- 6 第20条第2項及び第21条第2項の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食事料について準用する。

(移転料)

第34条の2 赴任の際扶養親族 (赴任を命ぜられた日における扶養親族に限る。以下この条において同じ。)を旧在勤地から新在勤地まで随伴する場合の移転料の額は、旧在勤地から新在勤地までの路程に応じた別表第2の定額 (以下この条において「定額」という。)による。ただし、次の各号に該当する場合においては、当該各号に規定する額による。

- (1) 2人以上の扶養親族を随伴する場合には、定額に、1人を超える者ごとにその100分の15に相当する額を加算した額
- (2) 外国在勤の職員が赴任を命ぜられた場合には、定額 (前号の規定に該当する場合には、同号の規定により計算した額)にその100分の10に相当する額を加算した額
- (3) 移転に伴う家財の輸送の通常の経路のうちに含まれる水路又は陸路につき特に多額の運賃を要する場合として人事委員会規則で定める場合には、その運賃の額を考慮して、定額 (前2号の規定に該当する場合には、これらの規定により計算した額。以下この号において同じ。)に、水路が含まれる場合にあつては定額の100分の45に相当する額の範囲内、陸路が含まれる場合にあつては定額の100分の35に相当する額の範囲内においてそれぞれ人事委員会規則で定める額に相当する額を加算した額
- 2 赴任の際扶養親族を随伴しない場合の移転料の額は、前項(同項第1号の規定に係る部分を除く。)に規定する額の2分の1に相当する額による。
- 3 赴任の際扶養親族を随伴しないが第34条の4第1項第2号の規定に該当し扶養親族を呼び寄せる

場合の移転料の額は、当該扶養親族の同号の許可があつた日における居住地（当該扶養親族が2人以上あり、かつ、これらの者がその居住地を異にしている場合には、人事委員会規則で定める扶養親族の居住地）から当該扶養親族を随伴して在勤地へ赴任したものとみなして第1項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額から、当該居住地から当該扶養親族を随伴しないで在勤地へ赴任したものとみなして前項の規定を適用した場合における移転料の額に相当する額を差し引いた額による。

4 第24条第3項及び第4項の規定は前3項の規定による移転料の額の計算について、第22条第2項の規定は前項の規定による移転料の額の計算についてそれぞれ準用する。

(着後手当)

第34条の3 着後手当の額は、新在勤地の存する地域の区分に応じた別表第2の日当定額の10日分及び宿泊料定額の10夜分に相当する額による。

(扶養親族移転料)

第34条の4 扶養親族移転料は、次の各号の一に該当する場合に支給する。

- (1) 赴任の際任命権者の許可を受け、扶養親族を旧在勤地から新在勤地まで随伴するとき。
- (2) 外国に在勤中任命権者の許可を受け、同一在勤地について1回限り、扶養親族を在勤地に呼び寄せ、又は本邦に帰らせるとき。
- (3) 本邦から外国に赴任後任命権者の許可を受け、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に1回限り、扶養親族を赴任を命ぜられた日における居住地から本邦内の他の地に移転するとき。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、赴任を命ぜられた日における扶養親族1人ごとに、その移転の際ににおける年齢に従い、次の各号に規定する額の合計額による。

- (1) 配偶者及び12歳以上の子については、その移転の際ににおける職員相当の鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃の全額並びに日当、宿泊料、食事料及び着後手当の3分の2に相当する額
- (2) 12歳未満の子については、前号に規定する額の2分の1に相当する額

3 第1項第3号の規定に該当する場合における扶養親族移転料の額は、第24条第1項及び第2項の規定に準じて計算した額による。

4 第24条第3項及び第4項の規定は、前2項の規定による扶養親族移転料の額の計算について準用する。

第35条 削除

(外国旅行雑費)

第36条 外国旅行雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料、入出国税その他人事委員会規則で定めるものの実費額による。

(死亡手当)

第37条 死亡手当の額は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合には49万円とし、同項第7号の規定に該当する場合にはその額の2分の1に相当する額とする。ただし、旅行中に死亡した場合（死亡地が本邦である場合を除く。）には、本文の規定による額の10分の8に相当する額による。

2 職員が第3条第2項第5号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 職員が出張中に死亡した場合には、新潟市を当該職員の旧在勤地とみなして第29条第1項第1号の規定に準じて計算した旅費の額

(2) 職員が赴任中に死亡した場合には、新潟市を当該職員の新在勤地とみなして第29条第1項第2号の規定に準じて計算した旅費の額

3 外国在勤の職員の配偶者が第3条第2項第7号の規定に該当し、かつ、その死亡地が本邦である場合において同号の規定により支給する死亡手当の額は、第1項の規定にかかわらず、次の各号に規定する額による。

(1) 配偶者が第34条の4第1項第1号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第2号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

(2) 配偶者が第34条の4第1項第2号の規定に該当する旅行中に死亡した場合には、職員が死亡したものとみなして前項第1号の規定に準じて計算した額の2分の1に相当する額

4 第29条第3項の規定は、第3条第2項第5号の規定に該当する場合において第1項又は第2項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。

(旅行手当)

第38条 漁業監視のための旅行その他旅行先の特別の事情により別表第2の定額による旅費を支給することが適当ないと認められる旅行については、第6条第1項に掲げる普通旅費に代え旅行手当を支給する。

2 旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、そのつど任命権者が人事委員

会と協議して定める。但し、その額は、当該旅行の性質に応じ第6条第1項に掲げる普通旅費についてこの条例で定める基準をこえることができない。

(在勤地内旅行の旅費)

第38条の2 外国のお勤地（在勤地から8キロメートル以内の地域をいう。次条第1項において同じ。）内における旅行については、次の各号のいずれかに該当する場合において、当該各号に規定する額の旅費に限り、支給する。

- (1) 交通機関を利用する必要のある場合には、これに要する鉄道賃、船賃及び車賃の実費
- (2) 旅行が、行程8キロメートル以上16キロメートル未満の場合又は引き続き5時間以上8時間未満の場合には、別表第2の日当定額の3分の1に相当する額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数に相当する額を控除した額）
- (3) 旅行が行程16キロメートル以上又は引き続き8時間以上の場合には、別表第2の日当定額の2分の1に相当する額
- (4) 公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により宿泊する場合には、別表第2の宿泊料定額の範囲内の実費額の宿泊料

(在勤地以外の同一地域内旅行の旅費)

第38条の3 外国のお勤地以外の同一地域内における旅行については、鉄道賃、船賃、車賃、移転料、着後手当及び扶養親族移転料は、支給しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該各号に規定する額の旅費を支給する。

- (1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第31条、第32条又は第33条第2項の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃
 - (2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要その他やむを得ない事情により多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合において、その実費額が当該旅行について支給される日当額の2分の1に相当する額を超えるときは、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃
- 2 第34条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。

(退職者等の旅費)

第39条 第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。

- (1) 外国お勤の職員がその在勤地において退職等となつた場合には、次に規定する旅費
ア 退職等の日の翌日から退職等を知った日ま

での旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に旧在勤地を出発して本邦に帰住した場合に限り、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの旧在勤地の存する地域の区分に応じた前職務相当の日当及び宿泊料。ただし、日当については30日分、宿泊料については30夜分を超えることができない。

(イ) 赴任の例に準じて計算した旧在勤地から新潟市までの前職務相当の旅費（着後手当を除く。）

(2) 職員が外国の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、出張の例に準じ、かつ、出張地を旧在勤地とみなして前号の規定に準じて計算した旅費

(3) 外国在勤の職員が本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰らないで当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 退職等の日の翌日から退職等を知つた日までの第19条第1項第3号及び第20条第1項の規定による前職務相当の旅行雑費及び宿泊料

イ 退職等を知つた日の翌日から3月以内に出張地を出発して当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した出張地から新潟市までの前章の規定による前職務相当の旅費

(4) 外国在勤の職員が外国又は本邦の出張地において退職等となつた場合において、出張地から旧在勤地に帰つた後当該退職等に伴う旅行をしたときは、次に規定する旅費

ア 外国の出張地から旧在勤地に帰る場合には、出張地を旧在勤地とみなして第1号アの規定に準じて計算した日当及び宿泊料

イ 本邦の出張地から旧在勤地に帰る場合には、前号アの規定に準じて計算した旅行雑費及び宿泊料

ウ 退職等を知つた日の翌日から1月以内に出張地を出発して旧在勤地に帰つた場合に限り、ア又はイに規定する旅費のほか、次に規定する旅費

(ア) 退職等を知つた日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた第34条第1項の規定による前職務相当の日当及び宿泊料又は第19条第1項第3号及び第20条第1項の規定による前職務相当の旅行雑費及び宿泊料。ただし、旅行雑費及び日当については15日分、宿泊料について

ては15夜分を超えることができない。

(イ) 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費

(ウ) 旧在勤地に到着した日の翌日から2月以内に当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、旧在勤地に到着した日を退職等を知った日とみなして第1号イの規定に準じて計算した旅費

(五) 外国在勤の職員が第2号又は第3号の規定に該当する場合において、家財又は扶養親族を旧在勤地から本邦に移転する必要があるときは、当該各号に規定する旅費のほか、旧在勤地から新潟市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第1号イ、第3号イ又は第4号ウに規定する期間を延長することができる。

3 第1項第2号から第4号までの規定に該当する場合を除くほか、職員が外国旅行の途中において退職等となつた場合において第3条第2項第4号の規定により支給する旅費は、前2項の規定に準じ人事委員会規則で定める。

(遺族の旅費)

第39条の2 第3条第2項第6号の規定により支給する旅費は、職員の旧在勤地から新潟市までの前職務相当の移転料及び扶養親族移転料（着後手当に相当する部分を除く。）並びに新潟市を居住地とみなして第29条第4項の規定に準じて計算した旅費とする。

第4章 雜則

第3章 雜則

(退職者等の旅費)

第22条 第3条第2項第1号又は第4号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となつた職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第23条 第3条第2項第2号、第3号又は第5号から第7号までの規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて人事委員会規則で定めるものとする。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費

(家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。)に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号(第3号を除く。)に掲げる各費用について、第6条及び第9条から第12条までの規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、家族移転費(宿泊手当に相当する部分を除く。)、渡航雑費及び旅行雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条、第18条(第2項を除く。)、第19条及び第20条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいづれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が県以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条第1項若しくは第2項の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 任命権者は、職員について船員法第47条第2項の規定に該当する事由があつた場合において、前項の規定により当該職員に旅費を支給したときは、当該職員に対し、当該支給した旅費の償還を請求するものとする。

(旅費の調整)

第40条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合その他当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不當に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 (略)

(旅費の特例)

第41条 任命権者は、職員について労働基準法(昭和22年法律第49号)第15条第3項若しくは第64条又は船員法(昭和22年法律第100号)第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは第64条又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

| | |
|---|--|
| <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第27条</u> 支払担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。</p> <p><u>2</u> 旅行者がこの条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支払担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支払担当者等がその後において当該旅行者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する給与の種類は、人事委員会規則で定める。</p> <p><u>第28条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> | <p><u>第42条</u> (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p><u>4</u> 旅行先又は目的地が特別の事情により旅費の調整を要するものとして人事委員会規則で定める地域である場合における外国旅行の日当及び宿泊料に係る別表第2の定額は、当分の間、同表の甲地方について定める額の10分の8に相当する額とする。</p> <p><u>5</u> 当分の間、第15条第3項及び第16条第1項第4号の規定にかかわらず、特別車両料金及び特別船室料金は、支給しない。</p> <p><u>6</u> 当分の間、第33条第1項第3号の規定にかかわらず、同号に規定する運賃は、支給しない。</p> |
|---|--|

第2条 職員の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中職員の旅費に関する条例第41条の改正（「第41条」を「第26条」に改める部分を除く。）は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の職員の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第5項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の職員の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発した旅行及び同条第5項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が旧条例第3条第6項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第3号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。
- 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職、失職若しくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。
- 5 第2項の規定にかかわらず、新条例第16条から第18条までの規定は、施行日以後の赴任に係る旅費の支給について適用し、施行日前の赴任に係る旅費の支給については、なお従前の例による。
- 6 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく人事委員会規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。
- (特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 7 特別職の職員の給与に関する条例（昭和27年新潟県条例第30号）の一部を次の表のようにより改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|-----|---|---------|-----------------|--------|----------------|----|----|----------------|--------------|-----|----------------|------|------|----------------|--------|--------|---------|--------|----------|---------|--------|--------|----------------|------|--|
| <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p> | <p>(旅費及び費用弁償)</p> <p>第5条 特別職の職員が招集に応じ、又は職務のため旅行したときは、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額の旅費又は費用弁償を支給する。</p> <p>(1) 知事 次の表の左欄に掲げる職員の旅費に関する条例（昭和30年新潟県条例第58号。以下「旅費条例」という。）の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（<u>附則第5項及び第6項の規定を除く。</u>）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>第9条第2項</td> <td>内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）</td> <td>最上級</td> </tr> </table> | 第9条第2項 | 内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級） | 最上級 | <table border="1"> <tr> <td>第15条第3項</td> <td>公務上の必要により特別車両料金</td> <td>特別車両料金</td> </tr> <tr> <td>第16条第1項 第1号</td> <td>下級</td> <td>上級</td> </tr> <tr> <td>第16条第1項 第4号</td> <td>公務上の必要により第2号</td> <td>第2号</td> </tr> <tr> <td>第19条第1項 第1号</td> <td>550円</td> <td>825円</td> </tr> <tr> <td>第19条第1項 第3号</td> <td>1,100円</td> <td>1,650円</td> </tr> <tr> <td>第20条第1項</td> <td>1万900円</td> <td>1万6,500円</td> </tr> <tr> <td>第21条第1項</td> <td>2,200円</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>第22条第1項 第1号</td> <td>別表第1</td> <td>国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）別表第1に規定する内</td> </tr> </table> | 第15条第3項 | 公務上の必要により特別車両料金 | 特別車両料金 | 第16条第1項 第1号 | 下級 | 上級 | 第16条第1項 第4号 | 公務上の必要により第2号 | 第2号 | 第19条第1項 第1号 | 550円 | 825円 | 第19条第1項 第3号 | 1,100円 | 1,650円 | 第20条第1項 | 1万900円 | 1万6,500円 | 第21条第1項 | 2,200円 | 3,300円 | 第22条第1項 第1号 | 別表第1 | 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）別表第1に規定する内 |
| 第9条第2項 | 内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級） | 最上級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第15条第3項 | 公務上の必要により特別車両料金 | 特別車両料金 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第16条第1項 第1号 | 下級 | 上級 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第16条第1項 第4号 | 公務上の必要により第2号 | 第2号 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第19条第1項 第1号 | 550円 | 825円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第19条第1項 第3号 | 1,100円 | 1,650円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第20条第1項 | 1万900円 | 1万6,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第21条第1項 | 2,200円 | 3,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第22条第1項 第1号 | 別表第1 | 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律（令和6年法律第22号）による改正前の国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号。以下「旧旅費法」という。）別表第1に規定する内 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第10条第2項 | 内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分さ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| | | | | |
|---------|---|--------------|--|--|
| | れた船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級) | | | 閣総理大臣等に係る額に相当する額 |
| | | 第31条第1号 | 最上級の直近下位の級 | 最上級 |
| | | 第32条第1号ア | 最上級の2階級下位の級 | |
| | | 第32条第1号イ | 下級 | 上級 |
| | | 第33条第1項第1号 | 最下級(当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときには、最下級の直近上位の級) | 最上級 |
| 第11条第2項 | 運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額とする。 (1) 外国旅行の場合であつて、長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの(次号において「特定航空移動」という。)をするとき(同号) | 最上級の運賃の額とする。 | 第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで | 別表第2 旧旅費法別表第2に規定する内閣総理大臣等中その他の者に係る額に相当する額 |
| | | 第37条第1項 | 49万円 | 80万円 |

| | | | | |
|------|--|--|--|--|
| | に掲げる場合を除く。) 最上級の運賃の額 (2) 外国旅行の場合であつて、運賃の等級が3以上に区分された航空機により特定航空移動をするとき 最上級の直近下位の級の運賃の額 | | | |
| 第13条 | 地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額 | 国家公務員等の旅費支給規程(昭和25年大蔵省令第45号)別表第2に規定する内閣総理大臣等に係る額に相当する額 | | |

(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

| | | |
|--------|--|-----|
| 第9条第2項 | 内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3 | 最上級 |
|--------|--|-----|

(2) 副知事 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例(附則第5項及び第6項の規定を除く。)を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額

| | | |
|----------------|-----------------|----------------|
| 第15条第3項 | 公務上の必要により特別車両料金 | 特別車両料金 |
| 第16条第1項 第1号 | 下級 | 上級 |
| 第16条第1項 第4号 | 公務上の必要により第2号 | 第2号 |
| 第19条第1項 第1号 | 550円 | 750円 |
| 第19条第1項 第3号 | 1,100円 | 1,500円 |
| 第20条第1項 | 1万900円 | 1万4,800円 |
| 第21条第1項 | 2,200円 | 3,000円 |
| 第22条第1項 第1号 | 別表第1 | 旧旅費法別表第1に規定する指 |

| | | | | |
|------------|---|-------------------------------|--|---|
| | 以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級) | | | 定職の職務にある者に係る額に相当する額 |
| 第10条第2項 | 内国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であつて運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級） | 最上級 | 第31条第1号 | 最上級の直近下位の級 |
| | | | 第32条第1号ア | 最上級の2階級下位の級 |
| | | | 第32条第1号イ | 運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 |
| | | | 第33条第1項第1号 | 運賃を、3に区分する船舶による旅行の場合にあつては中級の運賃、2に区分する船舶による旅行の場合にあつては下級の運賃 |
| 第11条第2項第1号 | 長時間にわたる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） | 運賃の等級が2に区分された航空機により移動をするとき | 第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで | 最下級（当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるにあつては、最下級の直近上位の級） |
| 第11条第2項第2号 | 特定航空移動をするとき | 移動をするとき | 別表第2 | 旧旅費法別表第2に規定する指定職の職務にある者に係る額に相当する額 |
| 第13条 | 地域の実情を勘案して人事委員会規則で定め | 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別 | 第37条第1項 | 49万円 |
| | | | | 64万円 |

| | | | | |
|---------|---|--------------------------|----------------|--|
| | る額 | 表第2に規定する指定職職員等に係る額に相当する額 | | |
| (3) | 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額 | | (3) | 地方公営企業管理者、知事の秘書、非常勤の顧問、参与及び県専門委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙立会人、海区漁業調整委員会の委員及び専門委員、内水面漁場管理委員会の委員及び専門委員、監査専門委員並びに臨時又は非常勤の調査員、嘱託員及びこれらの者に準ずる者 旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。 <u>ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</u> |
| (4) | 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額 | | (4) | 県教育委員会の教育長及び委員、県選挙管理委員会の委員、県選挙管理委員会の管理する選挙における選挙長、県人事委員会の委員、県労働委員会の委員、あつせん員及び特別調整委員、収用委員会の委員（予備委員を含む。）、識見を有する者のうちから選任された県監査委員並びに県公安委員会の委員 次の表の左欄に掲げる旅費条例の規定中同表の中欄に掲げる字句を、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて、旅費条例（ <u>附則第5項及び第6項の規定を除く。</u> ）を適用した場合に職員に支給される旅費の額に相当する額。 <u>ただし、常時勤務する在勤庁のない者の旅行雑費を計算する場合における旅費条例第19条第1項の規定の適用については、旅行の出発地を在勤庁及び在勤地とみなす。</u> |
| 第9条第2項 | 最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級） | 最上級 | 第15条第3項 | 公務上の必要により特別車両料金 |
| 第10条第2項 | 最上級（等級が3以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級） | 最上級 | 第16条第1項 第1号 | 下級 |
| 第11条第2項 | 長時間にわ | 運賃の等級が2 | 第16条第1項 第4号 | 公務上の必要により第2号 |
| | | | 第19条第1項 第1号 | 550円 |
| | | | 第19条第1項 第3号 | 1,100円 |
| | | | 第20条第1項 | 1万900円 |
| | | | 第21条第1項 | 2,200円 |
| | | | 第22条第1項 第1号 | 別表第1 旧旅費法別表第1に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額 |

| | | | | | |
|------------------------|---|---|--|---|---|
| 第1号 | たる移動として人事委員会規則で定めるもの（次号において「特定航空移動」という。）をするとき（同号に掲げる場合を除く。） | に区分された航空機により移動をするとき | 第31条第1号 | 最上級の直近下位の級 | 最上級 |
| | | | 第32条第1号 ア | 最上級の2階級下位の級 | 最上級の直近下位の級 |
| | | | 第32条第1号 イ | 運賃を3又は2に区分する船舶による旅行の場合には、下級の運賃 | 運賃を、3に区分する船舶による旅行の場合にあつては中級の運賃、2に区分する船舶による旅行の場合にあつては下級の運賃 |
| 第11条第2項 第2号 | 特定航空移動をするとき | 移動をするとき | 第33条第1項 第1号 | 最下級（当該旅行における特別の事情を考慮して人事委員会規則で定めるときには、最下級の直近上位の級） | 最下級の直近上位の級 |
| 第13条 | 地域の実情を勘案して人事委員会規則で定める額 | 国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2に規定する職務の級が10級以下の者に係る額に相当する額 | 第34条第1項、第4項及び第5項、第34条の2第1項、第34条の3、第38条第1項並びに第38条の2第2号から第4号まで | 別表第2 | 旧旅費法別表第2に規定する7級以上の職務にある者に係る額に相当する額 |
| | | | 第37条第1項 | 49万円 | 58万円 |
| (5)・(6) (略) 2・3 (略) | | | (5)・(6) (略) 2・3 (略) | | |

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

8 前項の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。